

(紙媒体のみで届出された) 住宅宿泊事業者 様

住宅宿泊事業法に基づく届出後の民泊制度運営システム利用申込について

日頃から、適切な民泊サービスの推進に御理解、御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、住宅宿泊事業を行うにあたっては、同法第 14 条第 1 項に基づき 2 か月に 1 度、宿泊日数等の報告が義務付けされております。

その報告について、下記に従いシステム登録を行っていただければ、報告用紙の郵送等によらず、スマートフォン、パソコン等からの報告が可能となります。

この機会にシステム登録を御検討いただき、報告の手間等の軽減に役立てていただければと思いますので、御案内いたします。

1 住宅宿泊事業者に行ってください事項

(1) システム（下記URL）から利用者登録を行ってください。

利用者登録URL：

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/system/registration.html>

(2) 別添「利用申込書」に、利用者登録時の氏名及びユーザ名※¹等を記載してください。

※¹ ユーザ名：利用者登録をした際に送信される仮登録メールに記載されており、メールアドレスの末尾に「.jj」と記載されるもの

(3) 身分証明書（事業者本人であることを確認できる書類）の写し※²を用意してください。

※² 免許証の写し等（不明な場合は、提出先の事務所（2 ページ目の事務所一覧を参照）まで電話等により確認してください。）

(4) 上記(2)利用申込書及び(3)身分証明書の写しを、提出してください。

提出先の事務所及び住所等：2 ページ目の事務所一覧を参照

(5) 提出後 2 週間程で、住宅宿泊事業者によるシステムでの宿泊日数等の報告が可能となります。

事務所一覧（届出窓口及び担当市町）

機関名	届出住宅の所在地
県庁衛生課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 電話054-221-3281	静岡市、浜松市
賀茂保健所衛生薬務課 〒415-0016 下田市中531-1 電話0558-24-2054	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海保健所衛生薬務課 〒413-0016 熱海市水口町13-15 電話0557-82-9102	熱海市、伊東市
東部保健所衛生薬務課 〒410-8543 沼津市高島本町1-3 電話055-920-2108	沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町
御殿場保健所衛生薬務課 〒412-0039 御殿場市竈1113 電話0550-82-1223	御殿場市、小山町
富士保健所衛生薬務課 〒416-0906 富士市本市場441-1 電話0545-65-2620	富士宮市、富士市
中部保健所衛生薬務課 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1 電話054-644-9283	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部保健所衛生薬務課 〒438-8622 磐田市見付3599-4 電話0538-37-2245	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町